

○伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

昭和59年12月22日

条例第40号

改正 平成5年6月28日条例第20号

平成6年9月28日条例第30号

平成7年3月28日条例第9号

平成9年6月26日条例第33号

平成9年9月29日条例第40号

平成10年3月25日条例第7号

平成11年3月25日条例第7号

平成13年3月30日条例第20号

平成18年6月29日条例第31号

平成18年9月23日条例第36号

平成18年9月23日条例第41号

平成20年3月27日条例第12号

平成21年6月29日条例第25号

平成25年3月27日条例第4号

伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、精神又は身体に重度の障害を有する者（以下「重度心身障害者」という。）に医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び第

3項に基づく介護給付等の支給決定を行う者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している児童で入所給付決定保護者が本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、次項に定める社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

(1) 重度知的障害者

知的障害の程度が、標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下の者

(2) 重度身体障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

(3) 重複障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の3級に該当し、かつ知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下の者

2 社会保険各法は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（平5条例20・平6条例30・平9条例33・平9条例40・平10条例7・平11条例7・平18条例31・平18条例41・平20条例12・平25条例4・一部改正）

(助成額)

第3条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、社会保険各法の規定による保険給付を受ける者が負担すべき額から一人につき月額500円を控除した額とする。ただし、当該医療費について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付若しくは保険者等の負担による附加給付等がある場合又は損害賠償を受けた場合は、その額を控除した額とする。

2 この条例において「保険給付」とは、前条に定める社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

(平7条例9・平13条例20・平18条例31・平18条例36・平20条例12・平21条例25・一部改正)

(助成の制限)

第4条 医療費の助成は、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する額を超えるとき又は対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得若しくは対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までに係る医療については行わない。

2 前項に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に定める所得とする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより受給資格の登録をしなければならない。

(助成の申請)

第6条 受給資格を登録した者（以下「受給資格者」という。）が医療費の助成を受けようとするときは、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1

年以内までに市長に申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者が申請するものとする。

(平18条例31・一部改正)

(交付の時期等)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、申請のあった日から2月以内に助成金を申請者に交付するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者に交付するものとする。

(届出義務)

第8条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用する。

ただし、昭和59年9月30日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年6月28日条例第20号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用する。ただし、平成5年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用する。

ただし、平成6年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月28日条例第9号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月26日条例第33号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の伊万里市母子家庭等医療費助成に関する条例第2条第6号エ、伊万里市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第3号エ及び伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の規定は、平成9年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月29日条例第40号）

- 1 この条例は、平成10年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の伊万里市母子家庭等医療費助成に関する条例第2条第6号ウ、伊万里市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第3号ウ及び伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号の規定は、平成10年1月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月25日条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成18年8月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、平成18年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用する。
- 3 改正後の第3条の規定は、平成18年8月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月23日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月23日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 児童福祉法附則第63条の3の2の規定により引き続き同法第24条の2第1項に規定する障害児施設給付費の支給を受ける者のうち、当該施設へ入所又は入院前に本市に住所を有していた者については、当分の間、改正後の第2条第1項本文に定める対象とする。

附 則（平成20年3月27日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月29日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、伊万里市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日条例第4号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和59年12月22日

規則第33号

改正 平成6年10月17日規則第33号

平成7年3月28日規則第6号

平成11年3月25日規則第3号

平成12年3月28日規則第28号

平成12年7月5日規則第45号

平成13年4月18日規則第17号

平成16年7月22日規則第31号

平成17年7月13日規則第36号

平成18年6月29日規則第35号

平成20年3月27日規則第12号

平成21年5月29日規則第25号

平成27年12月28日規則第34号

伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和59年条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受給資格の申請）

第2条 条例第5条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号。以下「登録更新申請書」という。）及び所得状況届（様式第2号）を市長に提出するとともに（福祉手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）に基づく福祉手当の受給者又は登録更新申請書で所得調査等について同意した者については、所得状況届の



提出を市長の確認によって替えることができる。）、重度の知的障害者については療育手帳を、重度の身体障害者については身体障害者手帳を、重複障害者については療育手帳及び身体障害者手帳を市長に提示しなければならない。

(平6規則33・平11規則3・平13規則17・平18規則35・一部改正)

(受給資格証の交付)

第3条 市長は、前条の規定による登録（更新）申請があった場合は、内容を審査し、条例第2条に規定する助成対象者であると認めるときは、当該申請者を受給資格者であるとして登録するとともに、重度心身障害者医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の受給資格証は毎年8月1日に更新するものとし、更新の手続は、毎年7月1日から7月31日までに行うものとする。

(平16規則31・一部改正)

(登録申請の却下通知)

第4条 市長は、受給資格がないと認めたときは、重度心身障害者医療費受給資格登録（更新）申請却下通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(受給資格証の返還)

第5条 受給資格者は、受給資格証の有効期限が満了したとき又は受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第6条 受給資格者は、受給資格証を亡失し、又は損傷したときは、重度心身障害者医療費支給資格証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(平16規則31・一部改正)

(助成の申請)

第7条 条例第6条の申請は、重度心身障害者医療費助成申請書（様式第6号）及

び高額療養費の適用をうける者については高額療養費受給状況申出書（様式第7号）によるものとする。

（助成の決定通知）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、重度心身障害者医療費助成決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。ただし、口座振替払いをするときは、当該口座への記帳をもってこれに代えることができる。

（平12規則28・一部改正）

（届出事項）

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次の各号のとおりとし、重度心身障害者医療費受給資格変更届（様式第9号）により届け出るものとする。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） 条例第2条に規定する助成対象者としての要件
- （4） 振込先金融機関
- （5） 医療保険の世帯主（被保険者、組合員）、記号番号、名称、所在地、付加給付及び損害賠償

（平12規則28・平16規則31・平18規則35・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用する。

ただし、昭和59年9月30日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月17日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成から適用する。

ただし、平成6年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、

なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 2 8 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の伊万里市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年 3 月 2 5 日規則第 3 号）

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 8 日規則第 2 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 1 2 年 7 月 5 日規則第 4 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 2 年 8 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成 1 3 年 4 月 1 8 日規則第 1 7 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 1 6 年 7 月 2 2 日規則第 3 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年7月13日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年6月29日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年3月27日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年5月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

受付	年	月	日	受給資格の有無	
決				※理由	
裁					

重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請書

伊万里市長 様 年 月 日  
 住所 伊万里市 町 番地  
 申請者 氏名 (印)  
 個人番号  
 (代理人氏名 (印) 続柄 )

同意書

資格認定又は助成額の決定に関して私及び同一世帯の住民記録内容、所得額、控除額(扶養人数も含む)、課税状況、医療費の負担区分を調査することに同意します。また、付加給付、保険給付、医療の給付の支給状況を確認することに同意します。

伊万里市長 様 申請者氏名 (印)

助成対象者		申請者(受給者)	
ふりがな氏名			
個人番号			
生年月日(年齢)	年 月 日 ( 歳)	年 月 日 ( 歳)	続柄
住所			

助成対象となった場合の助成金の振込先金融機関		預金種別	口座番号	口座名義(カナ)	
受給資格等	重度身体障害者	手帳番号	県 号		
		等級	種 級		
		障害区分			
	重度知的障害者	IQ 以下	次の判定年月		
	重複障害者	手帳番号			
		等級			
障害区分					
		IQ 以下	次の判定年月		
加入医療保険	記号番号			付加給付の有無	
	保険種別		保険者名		
	所在地				
受給資格記号番		備考			

様式第2号(第2条関係)

所得状況届

※受付年月日番号

所得状況届		所得状況届		所得状況届		所得状況届	
①受給資格者	(ふりがな)	住所					
	氏名						
	個人番号						
②配偶者	氏名	住所					
	個人番号						
③扶養義務者	氏名	住所					
	受給資格者との続柄						
	個人番号						
④年所得	⑤受給資格者	⑥配偶者	⑦扶養義務者				
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給資格者については、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数))	人	人	人				
	(人)	(人)	(人)				
⑨所得額	円 ※㉞円	円 ※㉟円	円 ※㊱円				
控	⑩障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑪特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
	⑫障害者・特別障害者・老年者・寡婦(寡夫)・勤労学生の別	老・寡・勤	円	障・特障老・勤	円	障・特障老・寡・勤	円
除	⑬	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	⑭社会保険料等相当額	円	円		円		円
⑮控除後の所得額	円	円	円				
上記のとおり、相違ありません。 年 月 日 氏名 様							
※審査							
備考	申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。						

様式第3号(第3条関係)

(表 面)

重度心身障害者医療費受給資格証			
記号・番号			
助成対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
受給者	氏名	続柄	
	住所		
加入保険	名称		
	記号・番号		
	被保険者名	続柄	
有効期限			
発行日			
伊万里市長 <span style="float: right;">印</span>			

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから大切に保管してください。
- 2 診療を受けるときは、保険証とつしよに医療機関の窓口に掲示してください。
- 3 医療費の支給の申請をするときは、この証を持参してください。
- 4 加入保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、関係書類を添えて直ちに届け出てください。
- 5 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、直ちにこの証を返還してください。
- 6 この証を貸与、譲渡することはできません。



様式第4号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

伊万里市長



重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請却下通知書

年 月 日付けをもって申請された重度心身障害者医療費受給資格につ  
きましては、下記の理由により資格がありませんのでお知らせします。

記

理由

様式第5号(第6条関係)

決 裁						受 付	年	月	日
						決 定	年	月	日
						交 付	年	月	日

重度心身障害者医療費受給資格証再交付申請書

受給資格証の記号番号

助 成 対 象 者	ふりがな 氏 名		性 別	男・女
	個人番号			
	生年月日	年	月	日
	住 所			

申 請 者 ( 受 給 者 )	ふりがな 氏 名		性 別	男・女	続 柄	
	個人番号					
	生年月日	年	月	日		
	住 所					

備 考

重度心身障害者医療費受給資格証を<sup>亡失</sup>した<sub>き損</sub>したので、受給資格証の再交付を申請します。

年 月 日

伊万里市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

備考

申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第6号(第7条関係)

重度心身障害者医療費助成申請書

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住 所  
(受給者)氏 名 ①  
電話番号\_\_\_\_\_

下記のとおり医療費の助成を受けたく申請します。

[申請者記入欄]

受給資格証記号番号	伊 号	加入医療 保 険	被 保 険 者 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ その他( )
患 者 と の 続 柄			保 険 証 記 号 番 号	
患 者 の 生 年 月 日	年 月 日		保 険 種 別	国保・協会・組合 共済・後期高齢 その他( )

[医療機関等記入欄] ※食事療養費に関する費用は除いて記入をお願いします。

保 険 診 療 額 ( 領 収 ) 証 明				
患 者 氏 名				
診 療 月	年 月分(入院がある場合は、入院日数 日)			
区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤
保 険 診 療 総 点 数	点	点	点	点
公 費 負 担 点 数	点	点	点	点
保 険 診 療 一 部 負 担 額	円	円	円	円
訪 問 看 護 基 本 利 用 料		円		
上記の金額を受領しました。 年 月 日				
医療機関等所在地 名 称 氏 名 ① 電話番号( )				

[助成決定欄] これより下の欄は記入しないでください。

助 成 額
円

様式第7号(第7条関係)

高額療養費受給状況申出書

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
個人番号

年 月 診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の支給を受けている こと  
支給を受けていない  
と申し出ます。

(支給を受けていない場合)

保険給付機関の証明

年 月 診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の支給を行っていないこ  
とを証明します。

住 所  
保険給付機関 名 称 ④

備考

申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第8号(第8条関係)

重度心身障害者医療費助成決定通知書

年 月 日

様

伊万里市長



年 月 日付けで申請の 月分医療助成金については、下記のとおり決定しましたので、受給資格登録(更新)申請書により指定された口座に振込いたします。

記

区 分	給 付 対 象 者	給 付 決 定 額
月 分		円
月 分		円
月 分		円
月 分		円
月 分		円
月 分		円

注意 給付決定額について不明な点は、早めに申し出ください。

様式第9号(第9条関係)

決 裁						受 付	年	月	日
						決 定	年	月	日
						資 格 証 処 理	年	月	日
						台 帳 処 理	年	月	日

重度心身障害者医療費受給資格変更届									
受給資格証の記号・番号									
変 更 事 項	区 分		変 更 前			変 更 後			
	助 成 対 象 者	ふ り が な 氏 名							
		個 人 番 号							
		住 所							
	受 給 者	ふ り が な 氏 名							
		個 人 番 号							
		生 年 月 日							
		住 所							
	助 成 対 象 者 と して の 要 件								
	振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関							
		預 金 種 別							
		口 座 番 号							
		口座名義(カナ)							
	加 入 保 険	加入保険の名称・ 保 険 者 番 号							
		被 保 険 者 証 の 記 号 ・ 番 号							
		被 保 険 者 の 氏 名							
		付 加 給 付							
	損 害 賠 償								
	備 考								
	上記のとおり変更があったので、受給資格証を添えてお届けします。								
年 月 日									
伊万里市長 様									
						住 所 届出 氏 名 電話番号( )			

様式第1号（第2条関係）

（平27規則34・全改）

様式第2号（第2条関係）

（平27規則34・全改）

様式第3号（第3条関係）

（平12規則45・全改）

様式第4号（第4条関係）

（平6規則33・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平27規則34・全改）

様式第6号（第7条関係）

（平18規則35・全改、平20規則12・平21規則25・一部改正）

様式第7号（第7条関係）

（平27規則34・全改）

様式第8号（第8条関係）

（平7規則6・全改）

様式第9号（第9条関係）

（平27規則34・全改）